

野洲市まちづくり基本条例改正（案）について

1. 目的及び経過

野洲市まちづくり基本条例は、まちづくりの基本となる条例であり、「最高規範」と規定され（当該条例第 27 条）、平成 19 年 10 月に施行されました。

この中で、当該条例第 30 条では、「市長は、この条例の施行から 4 年を超えない期間ごとに、この条例が第 1 条に規定する目的を達成するに適當か否かを検討するとともに、必要と認めたときは、条例の改正その他適切な措置を講じます。」と定めております。

今回、その時期が到来したことから、庁内にて当該条例について検討、見直しを行ったところ、いくつかの課題が認識され、これを解消するために改正案を作成しました。この改正案について当該条例第 29 条の規定により、野洲市まちづくり基本条例推進委員会に対して、令和元年 11 月 5 日に市長から諮問を行い、11 月 25 日に答申を受けたところです。

改正案では、既設の他の条例等との整合性が図られます。また、総合計画が当該条例に根拠づけられるとともに、当該条例の計画として位置付けられることになるため、今後は当該条例本体ではなく、それに基づく総合計画の定期的な見直しと毎年の進行管理が行われることとなります。

2. 改正案の内容

①～⑤の課題を解消するため、改正案の内容を以下のとおり示します。

① 既設の条例との整合性

「第2章 みんなが輝くまちづくり」における条文改正及び条項削除
(人権の尊重)

第3条 市民は、すべての活動において、相互に認め合い、思いやり、互いの人権を尊重します。

2 市民は、いかなる事由による差別も受けず、人として尊重される権利を持ちます。



(人権の尊重)

第3条 市民は、いかなる事由による差別を受けず、個人として尊重されるとともに、すべての人が日本国憲法に定められる基本的人権を享受できるよう努めます。

2 (削除)

【理由】

野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例の(目的)第1条で人権の尊重については、個別・具体内容を下記のとおり記載しているため、当該条例第27条にて「最高規範」と定められていることから、当該条例では基本理念のみの記載とします。

【参考】

野洲市まちづくり基本条例

(この条例の位置付け)

第27条 この条例は、本市のまちづくりにおける最高規範とし、他の条例、規則などの制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重します。

野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりについて、市民の人権擁護及び人権意識の高揚を図り、もって市民一人ひとりの参画による部落差別をはじめとするあらゆる差別のない野洲市の実現に寄与することを目的とする。

② 安全安心の位置付け

「第2章 みんなが輝くまちづくり」における条文追加

第2章中第7条の次に1条を加える。

(安全安心のまちづくり)

第〇条 市民、市議会及び市は、地域の安全安心のための自主的な活動の推進や住環境を整備します。

【理由】

近年、全国各地で地震、豪雨、大型台風の襲来等の各種自然災害の頻度と強度が高まっている中、このような災害時において行政による公助の救助のみでは十分な対応が困難な状況です。また、コミュニティ意識の希薄化が地域の犯罪抑止力の低下を招いており、市民による自助、そして自治会等における地域の共助の取り組みにより、地域の安全性をより高める必要性が高まっていることから追加するものです。

③ 自治会の積極的な位置付け

「第3章 みんなの役割」における条項追加

現行の第8条に次の1項を加える。

- 2 市民は、市民活動や自治会活動への参加を通じて、共助の精神をはぐくみ、地域課題の解決に努めます。

【参考】

(市民の役割)

第8条 市民は、自らが持つ知恵や力をまちづくりのために発揮します。

現行の第10条に次の1項を加える。

- 2 自治会は、市民が参加しやすい運営を行い、地域を担う人材の育成や地域課題の解決に努めます。

【参考】

(自治会の役割)

第10条 自治会は、地域における自治の主体として、地域のよりよい生活環境の充実を図ります。

【理由】

近年多発している大規模災害への対応や、安全安心な地域社会の構築、そして地域社会の活性化等を目的とした自治会活動展開のため、自治会への加入や積極的な活動への参加を促す必要があります。そこで、今回の改正により、市民の積極的な自治会活動への参加を促すものです。

④ 自治体の最上位計画とされる総合計画の位置付け

「第6章 みんなにわかる行政運営」における条文追加

(総合計画)

第〇条 市長は、総合的かつ計画的なまちづくりを行うため、市の最上位計画として総合計画を策定、公表し、実現に努めます。

【理由】

地方自治体の最上位計画とされる総合計画については、基本構想の策定根拠と議決要件が地方自治法に規定されていましたが、地方自治法の改正により規定が削除されたため、現在は総合計画を策定する根拠が明確になっていません。

市民に分かりやすい総合的かつ計画的な行政運営を行うためには、総合計画が必須であることから、その策定根拠を当該まちづくり基本条例にて位置付けようとするものです。

なお、議決要件については、既に議会基本条例に議決が必要な計画として位置付けされていることから、二重規定を避けるため、まちづくり基本条例には規定しません。

⑤ 自治会の積極的な位置付け

「第7章 みんなで支え合う市民活動」における章名改正及び条文追加

章名改正

「第7章 みんなで支え合う市民活動」を「第7章 みんなで支え合う市民活動と自治会活動」に改める。

第7章に次の1条を加える。

(自治会活動の支援)

第〇条 市は、市民の主体的な自治会活動への参加を促進するため、必要な措置を講じます。

【理由】

③と同じく、地域活性化の要となる自治会活動の有効な展開を促進するため改正するものです。

⑥「最高規範」とされている当該条例の安定性の確保

「第 8 章 みんなで育てる条例」における条文削除
現行の第 30 条を削除します。

(条例の見直し)

第 30 条 市長は、この条例の施行から 4 年を超えない期間ごとに、この条例が第 1 条に規定する目的を達成するに適當であるか否かを検討するとともに、必要と認めたときは、条例の改正その他の適切な措置を講じます。



(削 除)

【理由】

「4 年を超えない期間ごとに見直す」規定があることにより、「最高規範」と規定されているにもかかわらず当該条例の安定性の確保に懸念があること、また、見直し期間と規定されている 4 年の期間に特に根拠はなく、社会情勢の変化等により、必要があれば適宜見直すことから、敢えて規定せず削除するものです。

3. 今後のスケジュール

令和元年

12月23日（月） 定例記者会見にてパブリックコメント開始について発表
同時に HP で公表
パブリックコメント開始 令和2年1月14日（火）まで

令和2年

1月1日（水） 広報にてパブリックコメント実施について掲載
1月14日（火） パブリックコメント終了
1月21日（火） パブリックコメント結果について全員協議会に報告
同時に HP で公表
1月末から2月初旬 2月議会に改正案提案